



平成 24 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 全 日 本 空 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 東 信 一 郎
コ ー ド 番 号 9 2 0 2 東 証 ・ 大 証 各 第 1 部
問 合 せ 先 総 務 部 長 今 西 一 之
T E L : 0 3 - 6 7 3 5 - 1 0 0 1

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 24 年 7 月 3 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

日本の航空業界を取り巻く環境は、羽田空港や成田空港をはじめとした首都圏空港容量の拡大や航空自由化の更なる進展、LCCの相次ぐ就航等、大きな転換期を迎えています。

このような環境下において「アジアを代表するエアライングループを目指す」という経営ビジョンの達成に向け、本年 2 月に 2012-13 年度ANAグループ経営戦略を策定し、さらに今後のグループ経営体制として競争を勝ち抜くことが出来る経営基盤の構築を目的に持株会社制への移行（2013 年 4 月）を決定しました。

この新たなステージである持株会社体制では、ANAブランドとLCCブランドとのマルチブランド戦略に対応する最適な組織体制として、「経営」と「執行」の分離と、グループ経営の強化および各事業会社の自律的経営による効率経営の実現を図って参ります。加えて、成長著しいアジアを主力市場とする航空会社として、日本のみならず「アジアをベースにしたマルチブランド化」を目指して、積極的なアジア域内での事業展開を加速し、将来に向けあらゆる成長戦略を機動的に実行して参ります。今般の公募増資では、今後の事業ポートフォリオ拡張の中で、とりわけ成長分野である国際線旅客事業のネットワーク競争力に重要な、最新鋭機材ボーイング 787 型機を中心とする経済効率の高い戦略的機材への投資促進を図ると共に、アジアをベースにしたマルチブランド戦略の確立を目指して、将来の成長機会に適時かつ機動的に対応できるような財務基盤を確立いたします。

今後も当社グループは「2012-13 年度ANAグループ経営戦略」を着実に推進し、「大競争時代を勝ち抜き、常にお客様に選ばれ続けるエアライングループ」として航空運送事業を中心とした高品質なサービス提供の維持・向上に努めてまいります。

ご注意：この記者発表文は、全日本空輸株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、航空行政、他社との競争環境、原油価格、為替動向その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 914,000,000 株
- ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内幹事会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 614,000,000 株
- ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 256,000,000 株
- ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 44,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 24 年 7 月 18 日(水)から平成 24 年 7 月 20 日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内一般募集
国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする国内幹事会社(以下「国内幹事会社」という。)に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては野村證券株式会社が単独で行うが、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、同社は、共同主幹事会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社及び J P モルガン証券株式会社と共同で行う。
- ② 海外募集
海外における募集(以下「海外募集」という。)は欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集とし、Goldman Sachs International、J. P. Morgan Securities Ltd.、Nomura International plc 及び Deutsche Bank AG, London Branch を共同主幹事引受会社とする引受人(以下「海外引受会社」という。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- なお、上記①及び②の各募集に係る株式数については、国内一般募集 614,000,000 株及び海外募集 300,000,000 株(上記(1)②に記載の買取引受けの対象株式 256,000,000 株及び上記(1)③に記載の追加的に発行す

ご注意：この記者発表文は、全日本空輸株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、航空行政、他社との競争環境、原油価格、為替動向その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

る当社普通株式を買取る権利の対象株式 44,000,000 株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターズは野村證券株式会社、Goldman Sachs International 及び J P モルガン証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格(募集価格)と当社が引受人より受取る 1 株当たりの払込金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間(国内) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 24 年 7 月 25 日(水)から平成 24 年 7 月 27 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000 株
- (9) 資金使途 公募による新株式発行により調達する資金は、第三者割当による新株式発行により調達する資金と合わせて平成 27 年 3 月末までに、国際線ネットワークの拡充を主な目的として、省燃費機材であるボーイング 787 型機(787-8 型機及び 787-9 型機)を中心とした航空機購入を含む設備投資資金に充当する予定である。
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役役に一任する。
- (11) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1. を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 86,000,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社の株主から 86,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。

ご注意: この記者発表文は、全日本空輸株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、航空行政、他社との競争環境、原油価格、為替動向その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売 出 価 格 その他本売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役に一任する。
- (9) 本売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（下記くご参考＞1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 86,000,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行
の 決 定 方 法 における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資
及 び 資 本 本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が
準 備 金 の 額 生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金
の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額
とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 24 年 8 月 16 日(木)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成 24 年 8 月 17 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切る
ものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の
決定については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 本新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

くご参考＞

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 86,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、86,000,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成 24 年 7 月 3 日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 86,000,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 24 年 8 月 17 日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間

ご注意：この記者発表文は、全日本空輸株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、航空行政、他社との競争環境、原油価格、為替動向その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

の終了する日の翌日から平成 24 年 8 月 10 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び J P モルガン証券株式会社と協議のうえ株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社はゴールドマン・サックス証券株式会社及び J P モルガン証券株式会社と協議のうえシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引については、野村証券株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターズ並びにゴールドマン・サックス証券株式会社及び J P モルガン証券株式会社と協議のうえ、これらを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,524,959,257 株
公募増資による増加株式数	914,000,000 株 (注) 1.
公募増資後の発行済株式総数	3,438,959,257 株 (注) 1.
第三者割当増資による増加株式数	86,000,000 株 (注) 2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	3,524,959,257 株 (注) 2.

(注) 1. 海外引受会社が上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」(1)③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 上記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 211,050,000,000 円については、平成 27 年 3 月末までに、国際線ネットワークの拡充を主な目的として、省燃費機材であるボーイング 787 型機(787-8 型機及び 787-9 型機)を中心とした航空機購入を含む設備投資資金に充当する予定であります。

ご注意: この記者発表文は、全日本空輸株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、航空行政、他社との競争環境、原油価格、為替動向その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

なお、当社は、現在、成長著しいアジアを主力市場とする航空会社として、マルチブランド戦略の推進により新たな事業機会を追求しておりますが、今回の資金調達を通じて、将来の更なる投資機会に機動的に対応できるよう財務体質を強化してまいります。

当社グループの航空運送事業における個別の設備投資計画については、平成24年5月31日現在下表のとおりであります。なお、所要資金の調達方法欄については、今回の増資資金を含めて記載しております。

設備の名称	数量	投資予定総額 (百万円)	既投資額 (百万円)	今後の 投資予定額 (百万円)	発注年月	完成・ 引渡年月	所要資金の 調達方法
ボーイング 777-200 型機	5	64,165	30,918	33,247	平成21年 12月	平成24年 4月以降	自己資金、借入金、社債発行及び増資資金
ボーイング 787 型機	49	565,067	190,593	374,474	平成16年 4月	平成24年 4月以降	〃
ボーイング 737-800 型機	10	46,155	16,956	29,199	平成19年 3月	平成24年 8月以降	〃
三菱航空機 MR J90 型機	15	48,966	528	48,438	平成22年 6月	平成25年 12月以降	〃
ボンバルディア DHC-8-400 型機	3	7,072	1,426	5,646	平成20年 6月	平成24年 8月以降	〃
その他	-	99,100	12,641	86,459	-	-	〃
合計	-	830,525	253,062	577,463	-	-	-

(注) 1 航空機については当社における設備投資の計画であります。なお、当社は、最適のフリート体制を構築する観点から、設備投資計画を常に見直しており、航空旅客・航空貨物市場の動向、空港の発着枠・運航スケジュール、当社の財務状況、航空機製造業者との交渉状況等によっては、当社の具体的な設備投資が上表の記載内容から異なる可能性があります。

2 当社は、平成24年6月19日開催の取締役会において、発注しているボーイング787-8型機のうち、4機をボーイング787-9型機にモデル変更することを決議しましたが、現時点で具体的な投資予定総額の変更及び完成・引渡年月等は未定であり、かかるモデル変更による投資予定総額等への影響は含めておりません。

3 その他には航空機予備部品等の購入が含まれており、平成24年度の設備投資の計画であります。

4 今後の投資予定額は予算上の換算レート（主として1ドル＝85.00円）で算出しています。また、為替の変動等により、今後の投資予定額等に大幅な変更もあり得ます。

5 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

6 数量、投資予定総額、既投資額及び完成・引渡年月には平成24年度既受領分を含んでいます。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行並びに株式売出しの実施によって、財務体質のさらなる強化を図った上で、今後の成長分野である国際線旅客事業のネットワーク拡大に必要な機材導入を円滑に進めることが可能となり、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

ご注意：この記者発表文は、全日本空輸株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、航空行政、他社との競争環境、原油価格、為替動向その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する還元を経営の最重要課題としてとらえ、利益配分については、当該期の業績動向に加え、厳しさを増す経営環境のもと中長期にわたり安定した経営基盤とさらなる収益性を確保していくためには多額の設備投資が必要であることも考慮しつつ実施しています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、当該期の当社業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元、内部留保、成長のための投資という3点のバランスを考慮しつつ、配当の決定を行っております。

(3) 内部留保資金の使途

今回の調達資金も含め、航空運送事業への重点的な投資に充て、収益の拡大を進めていく方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
1株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)	△24.67円	9.29円	11.22円
1株当たり年間配当金	0円	2円	4円
実績連結配当性向	—	21.5%	35.7%
自己資本連結当期純利益率	△14.4%	4.7%	5.3%
連結純資産配当率	—	1.0%	1.9%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成22年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本（連結貸借対照表上における期首の純資産合計から少数株主持分を控除した額及び期末の純資産合計から少数株主持分を控除した額の平均）で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、年間配当金総額を連結純資産（期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均）で除した数値であります。また、平成23年3月期及び平成24年3月期の配当金総額には、従業員持株会信託口及び関係会社に対する配当金（平成23年3月期 22百万円、平成24年3月期 26百万円）を含めておりません。

4. 1株当たり情報の算出にあたっては、従業員持株会信託口が所有する当社普通株式を控除しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意：この記者発表文は、全日本空輸株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、航空行政、他社との競争環境、原油価格、為替動向その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額	増 資 後 資 本 金	増 資 後 資 本 準 備 金
平成 21 年 7 月 21 日	一般募集 133,450 百万円	226,726 百万円	161,749 百万円
平成 21 年 8 月 18 日	第三者割当増資 9,310 百万円	231,381 百万円	166,404 百万円

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
始 値	381 円	267 円	248 円	249 円
高 値	382 円	329 円	274 円	249 円
安 値	218 円	220 円	208 円	206 円
終 値	267 円	248 円	250 円	224 円
株価収益率	—	26.7 倍	22.3 倍	—

(注) 1. 平成 25 年 3 月期の株価については平成 24 年 7 月 2 日(月)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 22 年 3 月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」(4)①及び②に記載の国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターズの事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割に伴う新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意: この記者発表文は、全日本空輸株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、航空行政、他社との競争環境、原油価格、為替動向その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。